

湯河原町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県 湯河原町

事 業 名 : 湯河原町公共下水道事業・特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度 (供用開始後35年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	57.54人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2 : 湯河原処理区、奥湯河原処理区		
処 理 場 数	1 : 湯河原町浄水センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	近年の取り組みは特になし。 供用開始時より熱海市の一部の区域127haを「広域処理方式」として本公共下水道に取り込んでいる。 また平成19年度より真鶴町の汚水を湯河原町の下水終末処理場で処理を行う「広域処理方式」として本公共下水道に取り込んでいる。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・現行では、水道使用料を算定基礎とする従量制を採用している。 ・使用料(消費税別)は、基本使用料(1か月当たり10㎡まで1,130円)と超過料金(141円/㎡)により構成されている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	特になし						
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,540	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,866	円
	平成30年度	2,540	円		平成30年度	2,875	円
	令和元年度	2,540	円		令和元年度	2,883	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	管理職1名(0.5人×2名)、管理係2.5名、施設係2.5名の計6名(課長は施設係長を兼務、副課長は管理係長を兼務)。 徴収業務は本庁の徴収対策室が行っており、1名分の職員人件費を負担している。 下水道管理者は水道・温泉事業と兼務しており、下水道会計内の職員人件費は、その1/3を負担している。
事業運営組織	下水道課として事業を運営しており、他部署との統合は行っていない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転については3年間の民間委託としている。 薬品の調達を含む。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	職員及び委託業者社員の駐車場使用料を徴収している。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

今後、大きく整備面積が増加する計画が無いことから、処理区域内人口は行政人口の減少の影響を受け、年々減少していくことが予想される。
本町の行政人口は近年減少傾向にあり、令和元年度末時点での24,637人に対し、令和12年度末には19,212人(R1比:22.0%減)、令和22年度末には15,341人(R1比:37.7%減)と大きく減少すると予想される。
処理区域内人口は令和元年度末時点での22,789人に対し、令和12年度末には18,747人(R1比:17.7%減)、令和22年度末には15,324人(R1比:32.8%減)まで減少すると試算している。

(2) 有収水量の予測

令和元年度末の有収水量は、年間3,002,845m³、日平均で8,204m³であった。
人口減少の影響を受け、令和12年度には2,665,930m³/年(日平均で7,304m³)、令和22年度には2,212,341m³/年(日平均で6,061m³)まで減少するものと試算している。
なお、観光汚水量は現状維持を見込んでいる。

(3) 使用料収入の見通し

将来的に有収水量が減少傾向となることから、使用料収入も減少する見通しである。
今後の事業継続および本町財政負担の抑制のためには、下水道使用料金の値上げが必要不可欠であると考えられる。

(4) 施設の見通し

ストックマネジメント計画に基づき、処理場施設の更新工事および設計を令和3年度より開始する予定である。
管路施設については、今後点検調査をスタートするところである。
施設全体が老朽化の課題を抱えており、更新費用の増加が懸念される。

(5) 組織の見通し

当面は、現在の体制を維持する方向で考えている。

3. 経営の基本方針

人口減少、少子高齢化社会が進展している状況にある中で、持続可能な公共下水道事業の経営の実現を目指すために、上位計画である「ゆがわら2021プラン(湯河原町総合計画)」を踏まえ、以下の4項目を経営の基本方針として効率的で効果的な事業を実施する。

- ・ストックマネジメント計画を活用し、建設改良費の平準化を図ります。
- ・下水道使用料の改定について検討を行い、計画期間内の黒字化を目指します。
- ・あわせて長期的な経費回収率等業務指標の推移に注視し、その改善を目指します。
- ・5年以内に経営戦略を見直し、長期的に持続可能な下水道事業の経営に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	長期投資試算はストックマネジメント基本計画に基づき、資本の平準化を図っている。 改築シナリオとしては、必要最低投資額を投資するものとし、年間300百万円程度で平準化が可能と試算している。 今回の経営戦略改定にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、投資額を抑えた計画としている。
-----	---

計画期間内の整備については、新規管路施設は投資効果の高い地域を重点的に、令和8年度までは年間40,000千円の投資を見込む。残りの未整備区域については、今後経済性等について再検討を行い、必要に応じ計画の見直しを図る。 現在、処理場及びポンプ場施設の更新工事が予定されており、令和3年度から令和7年度に総額1,114,000千円を見込んでいる。令和8年度以降はストックマネジメント基本計画に基づき、平均で年間190,900千円の投資を見込んでいるものの、変動が大きいため更なる平準化の検討が必要である。 管路施設の更新工事については、令和9年度以降に年間40,000千円の投資を見込んでいるが、今後の点検調査結果を基に見直しを図る。 維持管理費については、大きな変動はないものとしており、物価上昇率は見込んでいない。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	平成29年度の地方公営企業法への適用以降、収益的収支は毎年赤字となっており、令和元年度末時点での累積欠損金は131,325千円となっている。 今回の経営戦略では、令和4年度に8%、令和9年度に10%の使用料改定を想定し、計画期間内の黒字化を図ることとする。
-----	---

今回の経営戦略改定では使用料の改定による収入増を見込み、現行使用料の8%を引き上げ幅とし、令和4年度からの実施を見込むこととした。この使用料改定により人口減少に伴う汚水量減少に対して現状ベースの使用料収入を確保し、最低限経費回収率80%をキープすることを目指すこととする。 この使用料改定のみでは収支均衡及び基準外一般会計繰入金金の減少に対して十分な額では無いため、今回の経営戦略改定においては、さらに5年後の令和9年度に10%の引き上げを想定している。実際には、今後の収支結果を注視し、再度使用料改定に関する検討を実施する予定である。 建設改良に必要な財源としては、これまで通り国庫補助金および起債によるものとする。 当面は一般会計繰入金による補填が続くこととなる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与等については、現状の職員数が既に人員削減を重ねた結果であることから、当面は現状維持を考えている。今後の事業進捗等に合わせて必要な見直しを進める。職員給与制度は、町の制度を適用しており、今後も町全体の見直しの中で適正な水準を維持する。 維持管理費については、人口減少に伴い処理水量が減少することが予想され、これに伴い動力費や薬品費などの維持管理コストや汚泥処分費が若干減少する見込みである。突発的な修繕による経費増を抑えるためにも、ストックマネジメント計画を活用し、計画的な更新を行うことで修繕費の縮減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県主導で「広域化・共同化計画」を検討中であり、この計画は令和4年度に策定予定である。現在、県及び近隣自治体と協議中であることから、今回の経営戦略改定においては、広域化・共同化・最適化の施策メニューは特に見込まないものとする。すでに広域化に取り組んできた経緯があり、これ以上の広域化は困難であると考えている。今後は近隣自治体との共同発注等の検討を進めていく。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を活用し、更なる平準化の検討が必要である。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	引き続き処理場の運転・維持管理を民間に委託する。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	赤字解消のために早急な下水道使用料の見直しが必要であり、令和4年度に現行使用料の8%、令和9年度に現行使用料の10%の使用料改定を見込んでいる。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き処理場の運転・維持管理を民間に委託する。現在は3年間の仕様発注方式である。今後は、性能発注方式や委託期間の長期化について検討を進めていく。
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	使用機器の消費電力量削減については、今後の課題である。契約する電力会社の選定を検討し、今後も電気料金の抑制に努める。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく施設更新により修繕費の縮減につなげる。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	CAPDサイクルを活用し、財務状況等を毎年評価し、計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図ることとする。 さらに、概ね3～5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続ける。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

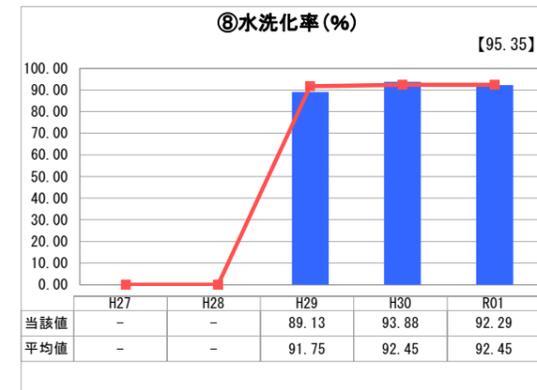
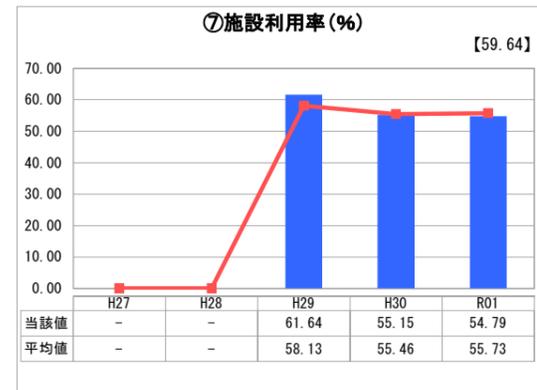
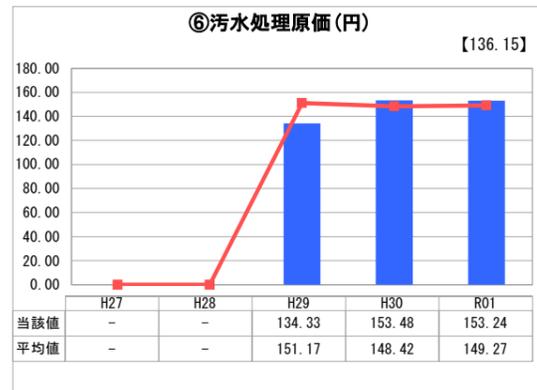
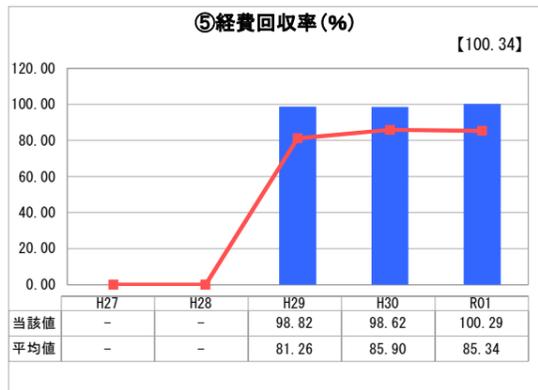
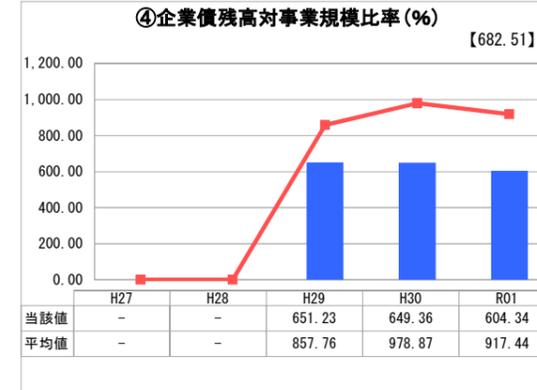
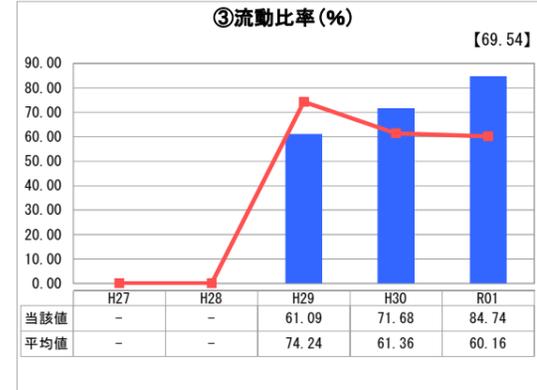
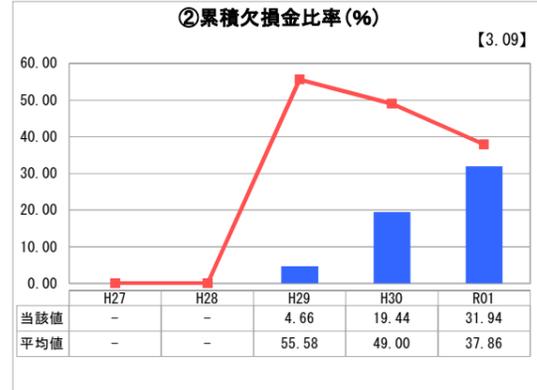
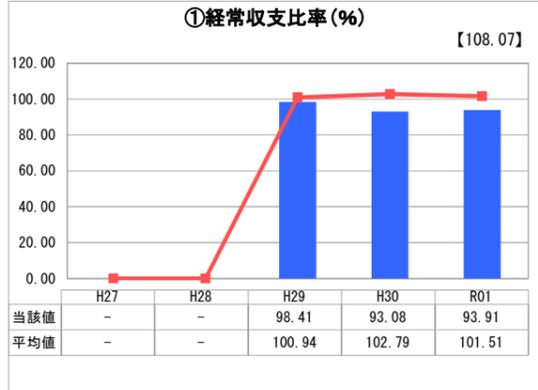
神奈川県 湯河原町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	76.80	91.89	70.30	2,794

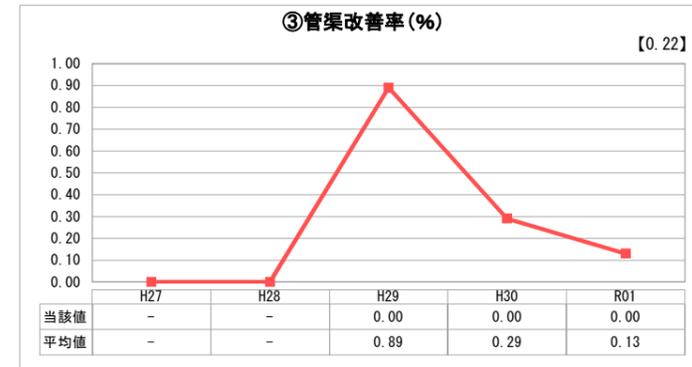
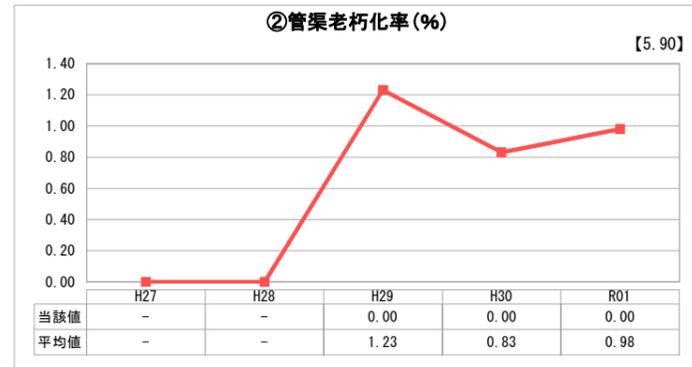
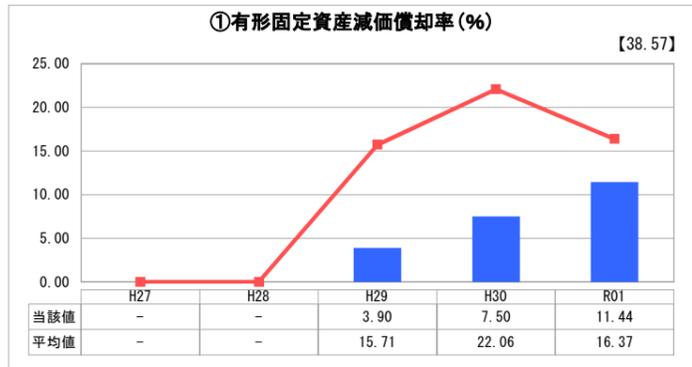
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
24,803	40.97	605.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
22,640	4.08	5,549.02

グラフ凡例		
■	当該団体値(当該値)	
—	類似団体平均値(平均値)	
【	令和元年度全国平均	

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は、昨年度より上がっていますが、100%を下回り単年度収支は赤字となっています。これは主に経常費用が下がった結果によるものです。

累積欠損金比率は、年々増えています。流動比率は、100%以下ですが昨年度よりも増えています。これは主に企業債償還金が下がった結果によるものです。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値と比べると低い数値になっていて、昨年度よりも下がっています。これは、初期に比べ、新たな設備投資が少なくなっていることに起因すると考えられます。

経費回収率は、類似団体平均値と比べると高くなっていますが、一般会計からの繰入金に依存しているところが多く、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減により今後も経営改善に努めるとともに、使用料の適正化に努める必要があります。

施設利用率は、人口減少や節水意識の定着などによる水需要の減少に伴う汚水処理量の減少により減少傾向にあります。

水洗化率についてはほぼ類似団体平均値ですが、今後も継続的に個別訪問や啓発活動等による水洗化率の更なる向上に努めていきます。

2. 老朽化の状況について

令和元年度時点で法定耐用年数(50年)を超えた管渠はない状況にあることから、管渠についての更新投資・老朽化対策はまだ行っていません。そのため、管渠老朽化率及び管渠改善率は、0%となっています。

処理場の改築更新事業については、ストックマネジメント計画に基づき、令和3年度から令和7年度までに、機械電気設備等の改築更新を実施する予定です。

今後は、将来確実に迎える下水道施設の更新に備えて、計画的に施設の更新、耐震化を実施していく必要があります。

全体総括

本町の下水道事業は、昭和60年に湯河原町浄水センターの供用を開始し、順次整備拡大を行ってきました。

近年では、処理区域人口の減少や、節水機器の普及により、使用料収入は伸び悩んでいる傾向にあります。今後も計画的な改築更新を実施するとともに、適切な維持管理を行い、より一層の経営の健全化に努める必要があります。

現在、令和3年度から10年間を計画期間とする経営戦略の策定作業を行っています。人口減少や更新需要の増大が懸念され、将来的に多くの課題を有しており、効率的かつ持続可能な経営を維持するための取組みについて検討を進めていきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和元年度決算）

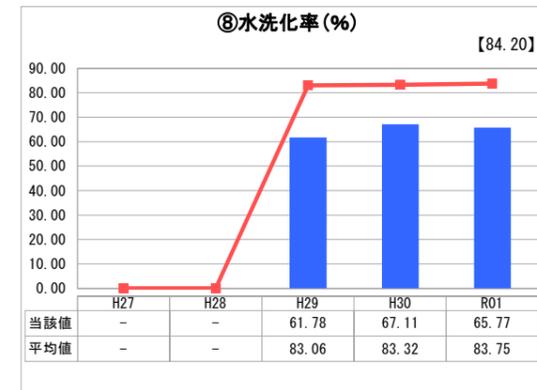
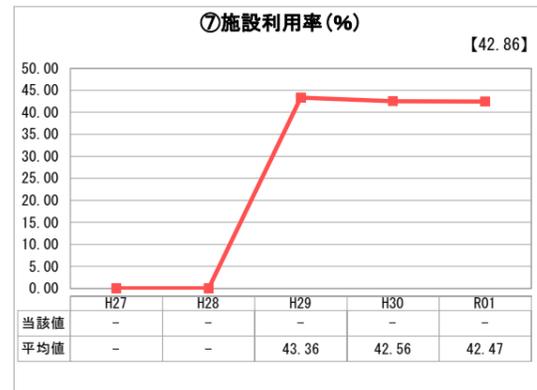
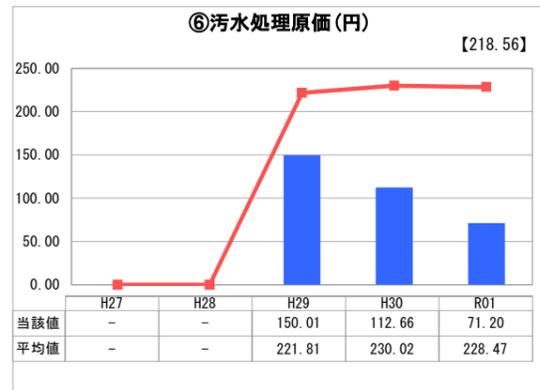
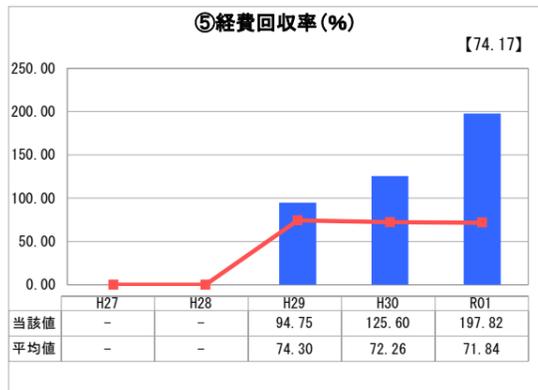
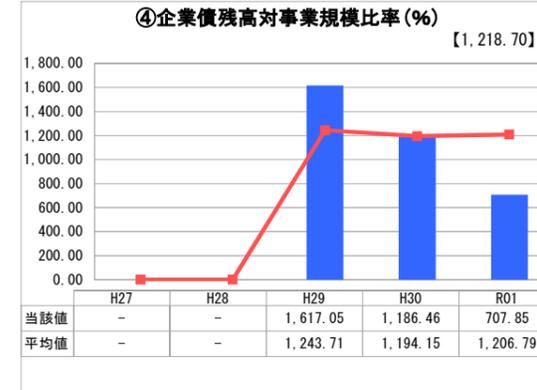
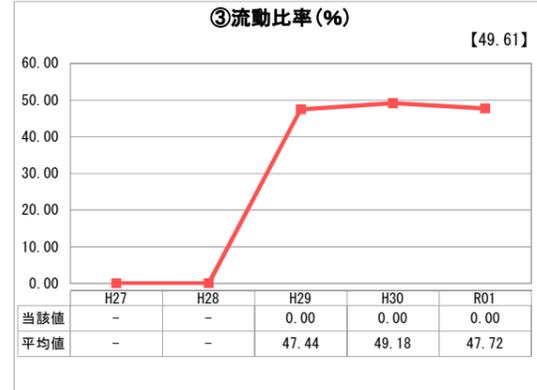
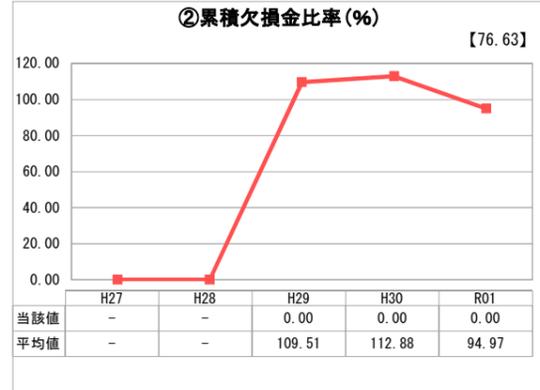
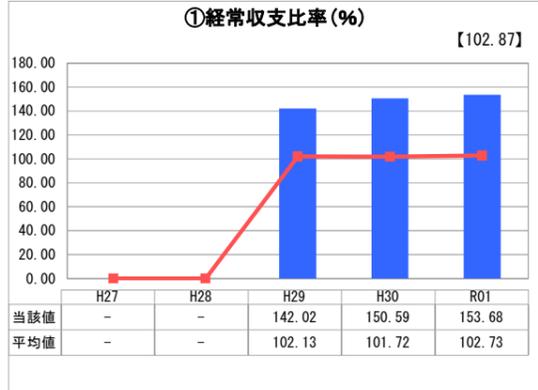
神奈川県 湯河原町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	73.41	0.60	100.00	2,794

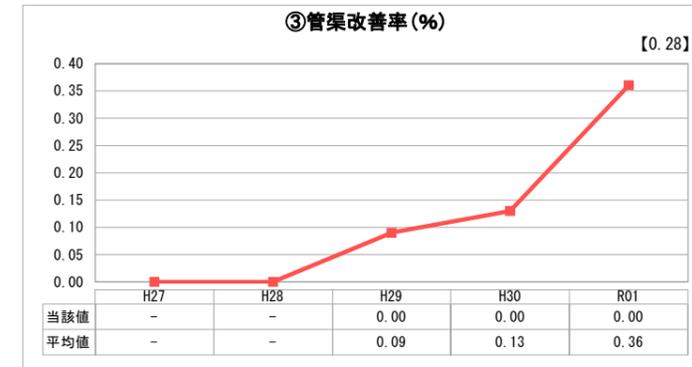
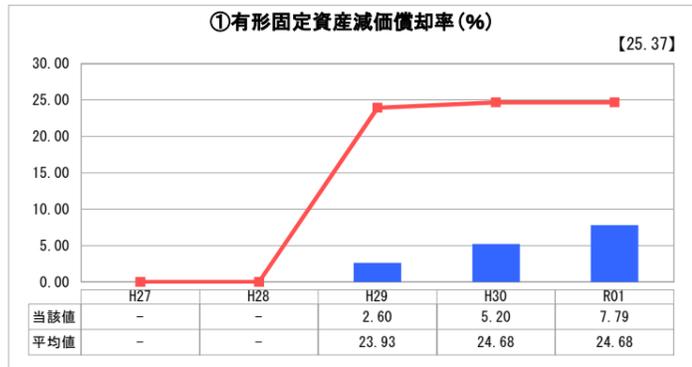
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
24,803	40.97	605.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
149	0.15	993.33

グラフ凡例		
■	当該団体値(当該値)	
—	類似団体平均値(平均値)	
【	令和元年度全国平均	

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は、昨年度よりも高くなっています。累積欠損金もありません。企業債残高対事業規模比率は、昨年度よりも低くなり、また、類似団体平均値よりも低いです。経費回収率は、昨年度よりも高くなって、100%以上を上回っています。汚水処理原価は、昨年度より低くなって類似団体平均値よりも下回っています。施設利用率については、公共下水道事業で建設された施設（昭和60年に供用開始）を利用しているため未計上です。本処理区域は、温泉観光地であり、宿泊施設などの大規模施設が多いため、施設改造負担などが大きくなり水洗化率が伸び悩む傾向にあります。ただし、宿泊施設等の1軒の接続で各数値が一気に改善する要因を持っています。本処理区域内の管渠施設の老朽化対策は、まだ不要と考えられますが、将来的に改築、更新費用の発生が予測されます。したがって、収入増のため更なる接続（水洗化）の推進を図り、事業所への啓発活動並びに下水道事業の状況について住民や使用者に理解していただいた上での下水道使用料の見直し、維持管理の効率化を図る必要があります。以上の対策を実施するため、本事業については公共下水道と合わせ、住民の理解を得ながら収入の柱となる下水道使用料の水準の適正化を図り、下水道サービスを提供していきます。

2. 老朽化の状況について

本処理区域については、平成7年度に事業着手、処理施設については公共下水道事業で建設された施設（昭和60年に供用開始）を利用しています。建設開始からの年月も短く、管路施設の日常点検においては腐食や破損等は見受けられない状況下にあります。今後も日常点検結果に注視し、地域住民生活のライフラインとしての使命を果たすよう点検に努め、老朽化の状況を確認していきます。ただし、本処理区域から下流の公共下水道処理区域内の管渠や処理場については、老朽化対策が必要な時期にあり、当該施設を利用している本処理区域においても効率的な老朽化対策事業の取り組みを検討していきます。

全体総括

経常収支比率は、100%を上回っている状況にあります。定住者においては少子高齢化による人口減少並びに節水機器の普及に伴う処理水量の減少等による使用料収入の減少が推測されます。本処理区域は、公共下水道関連特定環境保全公共下水道であり、対象施設は管渠施設のみですが、現状は劣化等の不具合はほとんど無いものの、施設の健全度を維持していくため、今後の日常点検や清掃等の維持管理を計画的に行い、施設老朽化に伴う支出費用の抑制を図っていく必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

